

議第20号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（62）の項および（63）の項を次のように改める。

（62）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第53条第 1 項および第56条第 1 項の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る事実（同法第 54条第 1 項に規定する所得の状況に係るものに限る。）についての審査	市町
（63）削除	

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。